お知らせ《Information》

下北地域県民局県税部からのお知らせ ~個人住民税徴収確保対策の取組について~

個人住民税(個人市町村民税・個人県民税)は、市町村が課税と徴収を行い、地域の行政サービスを支える貴重な自 主財源となっています。

個人住民税を確保するため、県は市町村と「協働」して、様々な徴収対策に取り組んでいます。

〇共同催告・共同徴収

納期限までに納付できなかった方々に対して、県と市町村が共同で文書催告や自宅訪問を行っています。

○徴収引継

県が市町村から徴収に関する権限を引継し、市町村に代わって県が直接徴収しています。

○徴収支援チーム

県と市町村の職員が相互に身分を併任し、個人住民税を中心とした市町村税の滞納整理に当たっています。

詳しくは、『下北地域県民局県税部』(☎22-8581 内線211)までお問い合わせください。

戦後強制抑留者の皆様へ

シベリア戦後強制抑留者に対する特別給付金を支給しております。

- ・対象者は、旧ソ連邦又はモンゴル国の地域における戦後強制抑留者で、平成22年6月16日に日本国籍を有するご **存命の方**です。(特別措置法施行日(平成22年6月16日)以降に亡くなられた方の相続人は請求できますが、施行 日前に亡くなられた方のご遺族等は、対象となっておりません)
- ·請求受付期間は、平成24年3月31日です。まだ請求されていない方はお急ぎください。請求期間内に特別給付金 の支給の請求をしなかった場合には、支給されません。
- ・請求書をお持ちでない方は、当基金から請求書類をお送りしますので、至急、当基金にお電話ください。
- ・既に特別給付金を支給された方は、再度の請求はできません。

<ご連絡・お問い合わせ先>

独立行政法人平和祈念事業特別基金 事業部特別給付金認定担当

☎0570-059-204 (IP電話、携帯電話からは03-5860-2748)

受付時間:平日9:00~18:00 (土・日曜日、祝日はご利用いただけません)

暮らしと電気安全~照明器具の清掃はこまめに~

照明器具は清掃することで20~30%明るくなります。また、一般的な蛍光灯 の寿命は7,000時間くらいです。蛍光灯の両端が黒ずんできたものは、取り替 え時を過ぎているかもしれません。(夜間数時間の使用でしたら約2年、昼間も使う ようでしたら1年を目安としてみてください)

年末の大掃除と一緒に照明器具の清掃を行ないましょう。このことは、省エネにも つながります。



東通村体育館 12月行事予定表

		行	事	į.	名			日	時	寸	体	名
バ	ド	111	ン	<u>۲</u>	ン	練	習	19:00~21:0	0(毎週火·木)	東通バドミ	ミント	トンクラブ